

産業保健 Q & A (化学物質管理)

No.	質問	回答例
1	・食堂に置いている手指消毒用エタノールは一般消費材と業務用のどちらになるのか教えてほしい。	・食堂などに置かれている手指消毒用エタノールは「一般消費者の生活の用」と考えて良いと思います。

一般消費者の生活の用に供するための製品（適用除外）の具体例

種類別販売形態別の当てはめ：主に業務用に製造されるものであって、かつ食品に混ぜる（そのままでは食用としない）ものが表示・通知義務の対象となります。

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用【○】、適用外【×】）
例1) 醤油、味噌	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例2) 清酒、ウイスキー、焼酎、ワイン等酒類	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外 (飲食店向け、食品工場向けも対象外です。なお、最終製品である酒類になる前の、高濃度原料は適用です)
例3) 食酢	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例4) マネース、ドレッシング、ドレッシングレックタイプ調味料	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例5) 液体調味料（つゆ、たれ、だし、ソース、エキス等）	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例6) パニラエッセンス、紅こうじ色素、クチナシ色素	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用に瓶（1kg）で販売 ○ 業務用瓶と同等のサイズ（1kg）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用に缶（18L）、ドラム缶（200L）で販売
例7) 除菌剤	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 ○ 業務用に缶（17L）で販売 ○ 業務用と同等のサイズ（17L）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にドラム缶（200L）

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用【○】、適用外【×】）
例8) ふくらし粉（ベーキングパウダー）、ミョウバン	塩化アンモニウム、硫酸アルミニウム、硫酸アルミニウムカリウム	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用にアルミパウチ（500g / 1kg / 2kg）で販売 ○ 業務用袋と同等のサイズのものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売
例9) 日持ち向上剤	酢酸	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売
例10) アジピン酸	アジピン酸	○ 業務用にクラフト袋（5kg）で販売
例11) 水酸化ナトリウム（固型、希釈液）	水酸化ナトリウム	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売（希釈液） ○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売（固型） ○ 業務用コンテナ、ローリーで販売（希釈液、固型）
例12) 酸化チタン	二酸化チタン	○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売
例13) さらし粉	次亜塩素酸カルシウム	× 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用と同等のサイズ（20g錠剤×100錠/10袋入）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にダンボールケース（20kg）で販売

・現場にて、化学物質を別容器に入れ替える場合、この物質は〇〇製の容器には移し替えてはいけないということが、分かるような資料等あれば教えて下さい。

・SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」、「10. 安定性及び反応性」に記載されている内容を確認して容器を選択するようにして下さい。  
 ・保管容器につきましては、容器の材質への注意も必要ですが、飲料水の入っていたペットボトルなどに移し替えて、それに気付かずに飲んでしまう・・・といった災害も発生していますので禁止事項として色々な機会に周知することも必要かと思っています。

**アセトンの例**

2 **保管**  
**安全な保管条件**  
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。  
 容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。  
 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。  
 酸化剤から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避けること。  
 保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。  
 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。  
 施錠して貯蔵すること。

**安全な容器包装材料**  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。  
 鋼、ステンレス鋼及びアルミニウムは容器として耐久性がある。2) 種々なプラスチックを侵すので使用を避ける。  
 国連容器包装等級2

**10. 安定性及び反応性**  
**反応性**  
**化学的安定性**  
 情報なし  
 日光や空気にさらされると過酸化物質を生成し爆発性となる。  
 アセトンの入っている容器は、-9℃～15℃付近の温度で爆発性混合気を生成する。

**危険有害反応可能性**  
 無水クロム酸、過塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウムなど強酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。  
 塩酸の存在下、アセトンにクロロホルムを加えると高い発熱反応起こす。  
 フレーム及びスパーク発生装置から遠ざける。

**避けるべき条件**  
**混触危険物質**  
**危険有害な分解生成物**  
 酸化性物質  
 加熱分解により有害な蒸気、ガス(一酸化炭素、二酸化炭素)など。

3  
 ・濃度基準値設定物質である【酢酸ビニル】をCRETA-SIMPLEを用いてRAを実施しました。  
 ・吸入（8時間）はリスクレベルが「II-A」に、吸入（短時間）はレベル「III」になりました。  
 ・吸入（短時間）はレベル「III」となっていますが確認測定はやらなくてもよいのでしょうか？

・確認測定は吸入（8時間）のリスクレベルだけで要否判定を行います。  
 ・吸入（短時間）のリスクレベルを以て、確認測定の要否判定は行いません。

4  
 ・8時間濃度基準値が設定されておらず、短時間のみ設定されている物質の場合、確認測定の要否については、8時間濃度基準値が2分の1を超えているかないかということで判断するという認識でよろしいでしょうか？

・8時間濃度基準値が設定されておらず、短時間のみ設定されている物質の場合も吸入（8時間）のリスクレベルで確認測定の要否判定を行います。

5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメント（RA）の実施記録を保存しています。</li> <li>・今後一定期間ごとにそれらのRAをやり直して行くことにしていますが、RAをやり直したときにも新たに記録を作成するので、最初のRA記録は破棄しても良いのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RAをやり直したときは古いRAの記録は破棄してもかまいません。但し、次のRAを3年以内に行うときは古いRA記録も3年間の保存義務があります</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業の工場の床面を、リスクアセスメント対象物を含有する業務用洗浄剤で洗浄する作業は、化学物質管理者の選任が必要ですか？</li> <li>・第三次産業の事業所で、リスクアセスメント対象物を含有する業務用洗浄剤で窓を洗浄する作業は、化学物質管理者の選任が必要ですか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務用洗浄剤」で洗浄する作業は業種にかかわらずリスクアセスメントが必要ですし、化学物質管理者の選任が必要です。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通風の不十分な屋内作業場というのは、出入口の扉のみしかないような部屋のことを指しているのでしょうか？</li> <li>・その部屋に換気扇がついている場合はタンク等の内部には当て嵌まらないという理解でよろしいのでしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通風の不十分な「屋内作業場」は天井、床及び周壁の総面積に対する直接外気に向かって解放されている窓・扉等の開口率が3%未満かどうかを目安にして下さい。</li> <li>・換気扇を付けても通風の不十分な「屋内作業場」に変わりありません（開口率は変わりません。）</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう付け溶接の副資材を加熱するとフッ化水素酸カリウムから、フッ化水素が発生します。</li> <li>・このような場合は特定化学物質としての対応が必要でしょうか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご存知の通りフッ化水素は特化則の第2類物質です。</li> <li>・加熱によりフッ化水素が発生しても、フッ化水素を製造、或いは取り扱っている訳ではありませんので特化則の対象にはなりません。フッ化水素は極めて危険な化学物質ですので、リスクアセスメントを行って、そのリスクレベルに応じた対策を講じなければなりません。</li> </ul>

<p>9</p> <p>・アーク溶接時に発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質の製造、取扱い時の措置を講じなければならないのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・溶接ヒュームは特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に該当します。</li><li>・「アーク溶接等作業」の定義は、「金属をアーク溶接する作業」、「アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業」、「その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業」を含むとされており、「アーク溶接等作業」を行う作業場については特化則第5章の2「特殊な作業等の管理について」中の第38条の21に必要な措置が定められています。</li><li>・通常、アーク溶接作業は溶接ヒュームの「製造、取り扱い作業」には該当しませんが、アーク溶接等により発生したヒュームが作業場内の床面等に堆積したものを掃除する場合や、集塵機に溜まったヒュームを廃棄する等の作業は「製造、取り扱い作業」に該当する可能性がありますので、その場合は上記に加え、特化則に基づき「製造、取り扱い作業」としての措置を講じる必要があります。</li></ul>
--	--

10	<p>有機溶剤や鉛業務などで作業環境測定の結果「第一管理区分」であれば女性に就いてもらってもよいですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤や鉛業務について、女性についての就業制限概要は次ページのとおりです。</li> <li>・女性労働基準規則第2条1項18号ロ(1)の業務、同号ハ(1)の業務については、業務そのものが就業制限業務となりますので、作業環境測定の結果が「第一管理区分」であってもその業務に就かせることはできません。</li> <li>・また、女性労働基準規則第2条1項18号ロ(2)の業務、同号ハ(2)の業務については、作業環境測定の結果が「第三管理区分」の場合は、その業務に就かせることはできません。(規制対象の26物質については作業環境測定の結果「第一」、「第二管理区分」に区分された場合は女性も就業可です。それ以外の有機溶剤や特化物については、「管理区分」にかかわらず「就業可」です。)</li> </ul> <p>※ 女性労働基準規則第2条1項18号ハ(1)及び(2)の業務については、有機溶剤等のうち、エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)、エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所に限りま</p> <p>す。</p>
11	<p>・試験室などでメタノールを取り扱う業務も女性には就いてもらえないのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴社の試験室の大きさや屋外に直接開放できる窓等の面積が分かりませんが、その開口率が3%に満たない場合は、その試験室は「タンク等」に該当します。</li> <li>・「タンク等の内部」に該当し局所排気装置等が設置がされていない作業場所で、呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務については女性の就業が禁止されています。</li> </ul> <p>※ 但し、取り扱うメタノールの量のごく僅か(8時間に消費するメタノールの量が60gを超えない)であれば女性の就業も可能です。</p> <p>※ 一般に、試験室等でしたら、ドラフトチャンバーなど局所排気装置の設置が容易ですので、設備的な対策が講じられているのではないのでしょうか？ 講じられていれば女性にも従事頂けることとなります。</p>

## 労働安全衛生法令と女性則の関係（概要）

